

マージン率等に係る情報提供について

株式会社 テクラス
京都オフィス

- ① 派遣労働者の数
0 名（2026/6/1 時点）
- ② 派遣先の数
0 社
- ③ マージン率（労働者派遣に関する料金額と派遣労働者の賃金額の差額の派遣料金に占める割合）
該当なし
- ④ キャリア形成支援制度、教育訓練に関する事項
別紙「エンジニアの必要スキル」に基づき訓練を行う
- ⑤ 労働者派遣に関する料金額の平均額
該当なし
- ⑥ 派遣労働者の賃金額の平均額
該当なし
- ⑦ マージン率に含まれる費用
法定福利費（雇用保険、厚生年金、健康保険、労災保険）、年次有給休暇、研修費用、定期健康診断、インフルエンザ予防接種、福利厚生サービス利用料、確定拠出型年金制度
- ⑧ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定について
 - ・ 労使協定を締結済
 - ・ 協定対象派遣労働者：会社の社員のうち、派遣労働者として業務に従事する者であって、期間の定めのない者
 - ・ 労使協定の有効期間：2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで